

11-(3) 振動規制法第16条第1項に基づく指定地域内における道路交通振動の限度

時間の区分	昼 間	夜 間
区域の区分	(午前8時～午後7時)	
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

- (注) 1 第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。
2 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

11-(4) 振動規制法に基づく地域指定状況

対象市町
鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、湧水町、錦江町、肝付町、中種子町、瀬戸内町、和泊町、知名町

- ※ 鹿児島市は平成8年に中核市となって以降、鹿児島市長が独自に指定。
薩摩川内市は平成18年度から、権限移譲により薩摩川内市長が独自に指定。
鹿屋市、霧島市は平成19年度から、権限移譲により各市長が独自に指定。
奄美市は平成23年度から、権限移譲により奄美市長が独自に指定。